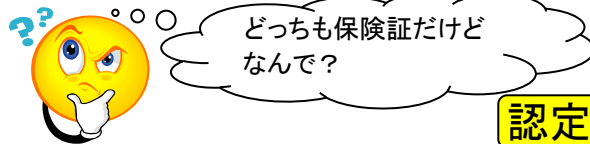


健康保険資格の確認を！



新しい保険の資格取得・扶養開始日（認定日）

認定日

令和2年4月1日

認定日以後分の
医療機関請求先

新保険者
(他市町国民健康保険・
社会保険・共済組合等)

Point 現在の健康保険制度は、どの保険に加入していても皆さんが窓口負担する医療費は同じですが、残りの医療費は加入されている保険者が医療機関等に負担しています。病院等を受診される時点での健康保険資格を確認してください！

喪失日

令和2年4月2日

喪失日以前分の
医療機関請求先

鹿屋市国民健康保険

国民健康保険の資格喪失日（新保険認定日及び転出日の翌日）

事例1

令和2年4月1日から会社に入社して社会保険(共済組合)の取得をしたが、手続き中で新しい保険証(新保険者)が届いていなかったため、医療機関受診の際、以前から持っていた鹿屋市国民健康保険の保険証を使用した。

事例2

令和2年4月1日に鹿屋市を転出してA市に転入することになり、A市の国民健康保険を取得したが、鹿屋市の国民健康保険証を返還せずに持っていたため、医療機関受診の際に使用した。

このような事例がありますが、資格喪失後は、鹿屋市国民健康保険の保険証は使用できません。

療養費申請のながれ

上記のような誤った保険証使用があった場合は、医療費に対する保険者負担分(7・8割)を前保険者に返還していただき、返還後に必要書類を持って新たに加入した保険者に療養費の立替払い請求をすることになります。

